

東大和市立第五中学校いじめ防止等のための基本方針

平成26年4月1日策定
平成27年8月24日改定
平成28年3月22日改定
平成29年3月1日改定
平成30年2月1日改訂
平成31年3月22日改訂
令和2年2月20日改訂

1 いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

いじめは「いじめる側が100%悪い」という認識を教職員間で共有し、いじめ根絶に向けて全校体制で取り組む。そのために、生命尊重・人権意識の向上を図る研修の定例化を通して指導を充実させ、生徒個々の自己肯定感・自己共有感を育む教育を推進する。

いじめはどの学年・学級にも起こり得るものとして未然防止に努め、いじめを認知することを躊躇せず、早期発見に全力を尽くす。

さらに、学校は社会規律を学ぶ場としてとらえ、規律正しい態度で主体的に授業・学校行事に参加・活躍できる生徒を育成するための指導を充実する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめの未然防止や早期発見・早期対応のために「いじめ防止対策会議」（以下 「会議」という）を設置する。

(1) 構成員

校長・副校長・生活指導部・(学年主任)・スクールカウンセラー・特別支援教育コーディネーター・その他必要な外部機関

(2) 活動内容

- ①いじめの未然防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめの対応に関すること
- ④いじめに関する対応の評価・改善に関すること
- ⑤その他、いじめ等に関係すること

(3) 開催

週1回の生活指導部会において会議を行う。また、いじめの事案発生時には緊急開催をする。

3 いじめ未然防止のための取組

- (1) 道徳・学級活動等を通して「いじめは絶対に許されない」という意識を醸成するとともに、教科担当はわかる授業づくりを進める。
- (2) 健全な人間関係を育むため、日常生活での言葉遣いや、ルール・マナー等、公共性・社会性の育成を図る。
- (3) 人権尊重に関する指導を充実し、生徒の人間関係形成能力を高めるとともに、思いやりを育む体験活動を充実する。
- (4) インターネット・スマートフォン等に関する情報モラル教育を充実し、具体的な課題について生徒の意識を高め、適切な行動を心がけさせる。
- (5) 日常生活における生徒の様子を観察し、教員間で情報の共有化を図るとともに、家庭への情報提供の呼びかけを行う。
- (6) 家庭用リーフレット並びに生徒用リーフレットを作成し、啓発活動を継続的に行う。
- (7) いじめ防止対策推進法の理解啓発を継続的に行う。

(8) 道徳や特別活動において「いじめに関する授業」を年間3回以上実施して、いじめの未然防止に取り組む。

(9) 本校のいじめ対応についての情報提供を継続的に生徒・保護者へ行う。

4 いじめ早期発見に向けた取組

(1) いじめの早期発見に向けて、生徒に対する調査や相談を次のとおり実施する。

①第1学年生徒を対象とするスクールカウンセラーによる全員面接（1学期）

②第2学年生徒を対象とするスクールカウンセラーによる全員面接（2学期）

③生徒対象の友達とのかかわりアンケート調査（6月 10月 2月 年3回）

④学級担任による生徒や保護者との面談による情報収集及び、3者面談（年2回程度）や必要に応じて面談を適時行う。

⑤スクールカウンセラーによる授業観察及び担任との情報共有

⑥Q U検査（学級適応に関する心理テスト）の実施

⑦生徒相談カード（かかわりカード）の実施

(2) 生徒及び保護者が安心していじめに関する相談ができるよう、相談体制の確立及び周知をする。

①第1・2学年生徒を対象としたスクールカウンセラーによる全員面接を行い、生徒とスクールカウンセラーの関係性を構築する。

②保護者用リーフレット及び生徒用リーフレットに学校及び外部の相談機関の連絡先を提示する。

③学校だより・保護者会などにていじめの相談について周知する。

④本校の教育相談体制について、学期に1回保護者・生徒へ周知する。

5 いじめ事案に関する対応の方針

(1) いじめ発覚の際、特定の教員で抱えず、学校として組織的に対応する。

(2) いじめられた生徒及び、知らせてきた生徒の安全を第一に確保する。

(3) いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の双方の保護者に連絡を取り、連携した対応策を講じる。

(4) いじめを行った生徒へは、毅然とした姿勢で指導を行う。

(5) いじめを行った生徒の指導は、いじめを受けた生徒を守るという視点でも、教室外で行うことを考慮する。

(6) いじめの程度・いじめを受けた生徒などの状況を踏まえ、必要に応じて専門家や関係機関との相談・連携を行い、対応する。

(7) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、迅速に警察及び教育委員会と連携して対処する。

6 いじめの重大事態への対処

いじめにより生徒の生命・心身や財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめを受けた生徒が相当の期間欠席をすることを余儀なくされている疑いがある場合は、次のような対応を取る。

(1) 重大事案の発生について、速やかに市教育委員会へ報告する。

(2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（以下 組織という）を設置する。

(3) 組織を中心として、事実関係を明らかにするための調査等を実施する。

(4) 調査等の結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係・その他必要な情報を適切に提供する。

(5) 必要に応じて関係機関を含めた拡大の組織を立ち上げ、行動連携を行う。

7 いじめ対策年間指導計画

	教職員の活動	児童・生徒の活動	保護者への活動
4月	- いじめ防止基本方針の確認 - いじめ防止リーフレットの作成・配布 - 学級活動（クラスづくり） - 生徒会活動（毎月定期開催） - あいさつ運動 - かかわりカード→面談	- いじめ防止基本方針の理解 - 学級活動（クラスづくり） - 生徒会活動（毎月定期開催） - あいさつ運動 - かかわりカード→面談	- 保護者会で基本方針を周知 - いじめ防止リーフレット（家庭用）の確認
5月	- 道徳・学級活動 - セーフティ教室（SNS）、意見交換会 - かかわりカード→面談	- S C，面接週間（第1学年） - セーフティ教室（SNS） - かかわりカード→面談	セーフティ教室（SNS）、意見交換会
6月	- QU 検査の実施 - 友達とのかかわりアンケート→面談 - かかわりカード→面談 - いじめに関する授業実施	- QU 検査の実施 - 友達とのかかわりアンケート→面談	いじめ問題防止アンケート
7月	- 三者面談（全学年） - かかわりカード→面談	- ネット・スマホ依存、いじめ犯罪被害等について理解（生徒会アンケート） - かかわりカード→面談	保護者会
8月	- P D C A 検証 - いじめ防止リーフレットの作成・配布		
9月	- いじめに関する授業 - かかわりカードの実施→面談	- いじめへの理解 - いじめ防止シンポジウム参加 - S C，面接週間（第2学年） - かかわりカードの実施→面談	いじめ防止シンポジウム参加
10月	- 道徳授業地区公開講座 - 友達とのかかわりアンケート→面談	- 道徳授業地区公開講座 - 友達とのかかわりアンケート→面談 - あいさつ運動	- 授業参観（教育の日やまと） - 道徳授業地区公開講座 - いじめ問題防止アンケート
11月	- いじめ防止対策推進法の理解（1年） - QU 検査の実施→面談 - かかわりカードの実施→面談 - いじめに関する授業実施	- いじめ防止対策推進法の理解（1年） - QU 検査の実施（1・2年） - かかわりカードの実施→面談	
12月	- 保護者会 - かかわりカードの実施→面談	かかわりカードの実施→面談	保護者会
1月	かかわりカードの実施→面談	- かかわりカードの実施→面談 ※連合生徒会会議	
2月	- 友達とのかかわりアンケート→面談 - P D C A 検証 - いじめに関する授業実施	- 生徒会、委員会活動年間のまとめ - 友達とのかかわりアンケート→面談	いじめ問題防止アンケート
3月	- 保護者会（1・2年） - かかわりカードの実施→面談 - 令和2年度基本方針策定	かかわりカードの実施→面談	保護者会
定	・友達とのかかわりアンケートの実施 ※市教委（6月 11月 2月）		

期的な取組	・かかわりカードの実施 ・全生徒対象のスクールカウンセラーによる面接の実施（1学期5月：1年、2学期9月：2年） ・いじめに関する事例検討会、教員研修会の実施（年1回＝全体、週1回＝情報交換） ・関係機関との情報交換会の実施 ・いじめ防止啓発活動の推進（リーフレットの作成・配布） ・全教科・教員の授業公開による多視点での生徒理解の推進 ・あいさつ運動、下校時見守り活動の推進 ・いじめに関する授業の実施、SNS いじめの防止に関する授業の実施 ・道徳の時間、学級活動の時間を使い、人権尊重教育を推進 ・保護者会、学校だより・いじめ防止リーフレット等で本校のいじめ対策を保護者に情報提供
-------	--